

宮代町国土強靱化地域計画



令和 6 年 10 月

宮 代 町

目 次

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨	1
2 宮代町の地域特性	2
3 宮代町の社会状況	3
4 災害の歴史	3

第2章 国土強靱化の概要

1 国土強靱化とは	6
-----------	---

第3章 強靱化の基本的な考え方

1 宮代町国土強靱化地域計画の位置づけ	7
2 宮代町における国土強靱化の基本的な考え方	8
3 計画期間	8
4 各主体及び地域間連携の推進	8
5 効果的な施策の推進	9
6 個別事業の取り組み	9

第4章 想定する大規模自然災害の整理

1 想定する大規模自然災害の範囲	10
2 想定する大規模自然災害の規模	10

第5章 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定と脆弱性評価の結果

1 脆弱性評価の考え方	11
2 「事前に備えるべき目標（行動目標）」と 「起きてはならない最悪の事態」の設定	11
3 脆弱性評価の結果	12

第6章 施策分野別の強靱化に向けた方針

1 強靱化の推進に向けた施策分野の設定	28
2 施策分野と24のリスクシナリオの関係	29
3 施策分野ごとの取り組みの方向性	30

第7章 地域強靱化の推進に向けて

1 地域強靱化に向けた推進体制の確保	37
2 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた施策の推進	38
3 災害時の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に対する取り組み	38

（参考）国土強靱化地域計画に基づき実施される取り組み等に対する関係府省庁の

支援に関する関係府省庁の交付金・補助金等	39
----------------------	----

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は、マグニチュード9.0の大規模な地震で太平洋側に大きな被害をもたらしました。

本町においても震度6弱の揺れを記録し、死傷者、火災はないものの、民間の被害として建築物被害421件、ブロック塀被害23件、門扉の傾斜1件、その他被害として宅地内の亀裂や陥没等19件、計464件の被害を受けました。また、東武鉄道不通のため、約250名の帰宅困難者が生じ、駅近くの避難所を開設しました。

令和元年9月5日に発生した台風15号が関東地方に接近し、その勢力は観測史上最強クラスであり、9月9日には上陸し、千葉県を中心に大きな被害が発生しました。

さらに、近年の地球温暖化に伴う気候変動により、台風の大型化、集中豪雨や台風被害が多発しており、平成27年9月の関東・東北豪雨では、各地に浸水被害が発生し、多岐にわたる被害の最小化に向けた防災・減災対策が急務となっています。

一方、国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布、施行され、平成26年6月に同法に基づく「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が閣議決定されました。これらの法・計画では、市町村は国土の強靱化を推進する責務を有しており、その責務を達成するための計画として、国土強靱化地域計画を策定することが求められています。さらに、平成27年の国連持続可能な開発サミットにおいて採択された、令和12年を期限とする持続可能な開発目標の取り組みとして、国はSDGs実施指針を策定し、優先課題の一つとして「持続可能で強靱な国土と質の高いインフラ整備」を定めています。また、埼玉県では、平成29年3月に「埼玉県地域強靱化計画（以下「県地域計画」という。）」を策定しています。

これらの状況を踏まえ、本町においても、事前に防災・減災に係る施策を進め、大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らない、迅速な復旧・復興が可能な宮代町を目指し、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な行政機能や社会・経済の構築に向けた「国土強靱化」を推進するため、「宮代町国土強靱化地域計画」を策定するものです。

《MEMO》

※SDGsとは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称である。

※SDGsの17の目標（①貧困をなくそう ②飢餓をゼロに ③すべての人に健康と福祉を ④質の高い教育をみんなに ⑤ジェンダー平等を実現しよう ⑥安全な水とトイレを世界中に ⑦エネルギーをみんなに そしてクリーンに ⑧働きがいも経済成長も ⑨産業と技術革新の基盤をつくろう ⑩人や国の不平等をなくそう ⑪住み続けられるまちづくりを ⑫つくる責任 つかう責任 ⑬気候変動に具体的な対策を ⑭海の豊かさを守ろう ⑮陸の豊かさを守ろう ⑯平和と公正をすべての人に ⑰パートナーシップで目標を達成しよう）

2 宮代町の地域特性

(1) 都心からの位置

宮代町は、関東平野の中央部にあり、埼玉県の一部に位置し、東西 2km、南北 8km、北西から南東にかけて細長い形をしており、総面積は 15.95 平方キロメートルのまちです。

本町の北から東南へと大落古利根川が流れ、東部は杉戸町、南部は春日部市、西部は白岡市、北部は久喜市に接しています。

また、都心から 40km 圏にあり、町域を通る東武伊勢崎線により、浅草から約 50 分と利便性の良い立地にあります。

(2) 地形

宮代町の地形は、大宮台地の東北部にあり、西には秩父、北には日光の山並みが連なり、東には筑波山が控え、南は東京湾に向かって平野が続いています。町の東側には大落古利根川が流れていますが、度重なる氾濫や流路変更によって肥沃な土地と高低差の少ない地形を築いてきました。このようなことから、本町は、標高 8～11m 程の台地と、その周辺に広がる標高 6～7m の低地から成り、その高低差は 5m 程度のほぼ平坦な地形となっています。

(3) 気象

令和 2 年の年平均気温は 16.0 度で、年間降水量は 1,225mm でありました。また、最高気温は 39.4 度、最低気温はマイナス 4.7 度を記録しております。

(4) 土地利用

宮代町の土地利用は、総面積 1,595ha のうち、市街化区域 366ha、市街化調整区域 1,229ha となっています。それぞれ総面積の 22.95%、77.05%を占めており、大部分が市街化調整区域です。

一方、経営耕地面積は、昭和 50 年から令和 2 年までの 50 年間に 416ha が減少し、非農地化の傾向となっています。

(5) 宮代町の町名の由来

宮代町は、昭和 30 年須賀村、百間村が合併してできた町です。町の名は、百間村の総鎮守姫宮神社の「宮」と須賀村の総鎮守である身代神社の「代」をそれぞれとって、現町名の一部としてできました。

旧村名である百間の地名の最古の記録は、姫宮神社前に掛けてあったという鰐口の銘であり、応永 21 年（1414 年）と記されており、古い地名であることがうかがえます。

一方、須賀は鎌倉時代の寛喜 2 年（1230 年）小山朝政の文書に出てくるのが最古であり、こちらも古い地名であることがわかります。また、字名は旧須賀地区については、明治 22 年合併前の旧村名を大字とし、旧百間村についても当初同じく旧村名を大字としましたが、昭和 5 年、大字を廃し、新たに 10 字（字）に変更し、今日に至っています。

3 宮代町の社会状況

(1) 人口

宮代町の年次別人口推移は、平成2年に10,429世帯であったのが、令和2年には14,558世帯と、30年間で4,129世帯、率にして39.5%増加しています。人口については、平成2年に33,837人であり、平成7年には35,712人に増加しましたが、令和2年には34,147人と、310人の増と、率にして0.91%増となりました。

また、宮代町の年齢別人口構成比を見ると、15歳未満の年少人口の割合は、平成2年には18.4%でありましたが、令和2年には10.9%まで減少しています。一方で、65歳以上の高齢者人口の割合は、平成2年には7.6%でありましたが、令和2年には32.4%にまで増加しています。

(2) 産業・経済

平成30年度の町内総生産は、名目で580億7,200万円で、県内63市町村中54番目、23町中14番目となっています。

農業は、高齢化の進展の中で、農業を営む農家数は減少し、経営耕地面積も減少しています。令和2年農林業センサスでは、総農家数は580戸、経営耕地面積は384haとなっています。

商業・工業は、平成28年経済センサスにおいて、事業所数1,024事業所、従業者数7,141人、年間商品販売額は、143億8,000万円となっています。

(3) 交通

本町には、東武鉄道の伊勢崎線及び日光線が走り、都心部や栃木、群馬方面への広域的な鉄道網が確保されています。また、道路網としては、県道春日部久喜線、蓮田杉戸線及びさいたま幸手線が走り、町内に整備されている県道はありますが、通勤時間帯の渋滞や周辺市町への接続が課題となっており、都市機能向上を図るには、広域ネットワーク道路の整備が必要です。

4 災害の歴史

(1) 地震災害

1923年（大正12年）9月1日に、マグニチュード7.9の関東南部を震源とした地震、いわゆる「関東大震災」が発生し、町内にも大きな被害をもたらしました。

1931年（昭和6年）9月21日には、マグニチュード6.9の埼玉県北部を震源とした「西埼玉地震」があり、被害が発生しました。

2011年（平成23年）3月11日の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は、マグニチュード9.0、日本観測史上最大、世界第4位の地震で、本町においても震度6弱を観測し、死傷者や火災はなかったものの、建築物や道路等に多数の被害が生じました。

東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）による宮代町の被害状況

区分	内容	件数
民家の被害	建築物被害（屋根瓦のずれ・落下、破損等）	421 件
	ブロック塀被害（傾斜、倒壊、亀裂、落下）	23 件
	門扉の傾斜	1 件
	その他	19 件
公共施設等の被害	道路と橋の接触部の段差等の被害	44 件
	公共施設（集会所等）の屋根瓦の破損等の被害	20 件

（２）風水害

1947 年（昭和 22 年）にカスリーン台風の影響により、利根川等の堤防が決壊し、多数の人的被害・家屋被害が発生しました。

1966 年（昭和 41 年）の台風 26 号の際には、暴風と豪雨による被害が発生し、埼玉県で初めて災害救助法が適用されました（北西部：暴風、南部：豪雨）。

2013 年（平成 25 年）9 月 2 日に竜巻により、越谷市等、県東部に被害が、また、9 月 15 日から 16 日にかけて通過した台風 18 号により熊谷市等で被害がそれぞれ発生して災害救助法が適用されました。

2015 年（平成 27 年）9 月の関東・東北地方を襲った台風 18 号に伴う「関東・東北豪雨」では、埼玉県内でも越谷市等、県東部を中心に、住宅一部損壊等の被害が発生しました。

2016 年（平成 28 年）8 月に 11 年ぶりに関東地方に上陸した台風 9 号により、複数の河川で護岸洗掘、溢水が生じ、浸水被害が多く発生しました。

2019 年（令和元年）10 月の令和元年東日本台風により、県内全域にわたって記録的な大雨となり、甚大な人的被害・家屋被害が発生し、災害救助法が適用されました。

さらに今後、地球温暖化に伴う気候変動により、自然災害はさらに激甚化・頻発化することも予想されています。

宮代町における近年の風水害履歴

発生年月日	災害種別	災害誘因	町内の被害状況
平成 25 年 9 月 15 日～ 平成 25 年 9 月 16 日	風水害	台風 18 号	道路冠水 11 箇所、須賀地下道冠水
平成 25 年 10 月 16 日	風水害	台風 26 号	道路冠水 12 箇所
平成 26 年 10 月 6 日	風水害	台風 18 号	道路冠水 11 箇所
平成 27 年 9 月 9 日	風水害	台風 17 号・18 号	道路冠水 23 箇所（うち通行止め 12 箇所）、床下浸水 11 棟
平成 28 年 8 月 22 日	風水害	台風 9 号	道路冠水 4 箇所、倒木 5 件
平成 29 年 7 月 4 日	風水害	台風 3 号	道路冠水 6 箇所（うち通行止め 2 箇所）

平成 29 年 10 月 22 日～ 平成 29 年 10 月 23 日	風水害	台風 21 号	道路冠水 4 箇所
平成 30 年 9 月 4 日	風水害	台風 21 号	倒木 1 件
平成 30 年 9 月 30 日	風水害	台風 24 号	倒木 2 件
令和元年 9 月 8 日	風水害	台風 15 号	倒木 5 件
令和元年 10 月 12 日～ 令和元年 10 月 13 日	風水害	台風 19 号	道路冠水 26 箇所（うち通行止め 7 箇所）、床上浸水 5 棟、床下浸水 29 棟、倒木 1 件、公共施設被害 1 件、農地被害（農地（そば畑）浸水 3ha）

（３）雪害（大雪）

2014 年（平成 26 年）2 月、発生した低気圧は発達しながら本州の南岸を北東へ進み、西日本から北日本にかけての太平洋側を中心に広い範囲で雪が降り、関東甲信地方の一部では記録的な大雪となりました。熊谷市で 62cm、秩父市では 98cm と、観測史上最大の積雪を記録しています。

また、平成 30 年 1 月 22 日から 23 日にかけて、埼玉県の広い範囲で大雪となりました。

なお、いずれの大雪とも、本町においては、大きな影響はありませんでした。

第2章 国土強靱化の概要

1 国土強靱化とは

国土強靱化とは、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取り組みとして計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するものです。

我が国は、その国土地理的・地形的・気象的な特性ゆえに、数多くの災害に繰り返しさいなまれてきました。そして、規模の大きな災害であればある程に、まさに「忘れた頃」に訪れ、その都度、多くの尊い人命を失い、莫大な経済的・社会的・文化的損失を被り続けてきました。しかし、災害は、それを迎え撃つ社会の在り方によって被害の状況が大きく異なります。

大地震等の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧復興を図るといった「事後対策」の繰り返しを避け、今一度、大規模自然災害等の様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害時に対する備えを行うことが重要です。

東日本大震災から得られた教訓を踏まえれば、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応を、いわば「国家百年の大計」の国づくり、地域づくりとして、千年の時をも見据えながら行っていくことが必要です。

そして、この地域づくり、国づくりを通じて、危機に翻弄されることなく危機に打ち勝ち、その帰結として、地域、国の持続的な成長を実現し、次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる環境を獲得する必要があります。

このため、いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進するものです。

第3章 強靱化の基本的な考え方

1 宮代町国土強靱化地域計画の位置づけ

宮代町国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本法第13条に規定された地域計画で、地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものであり、地域における国土強靱化に係る計画等の指針としての性格を有するものです。

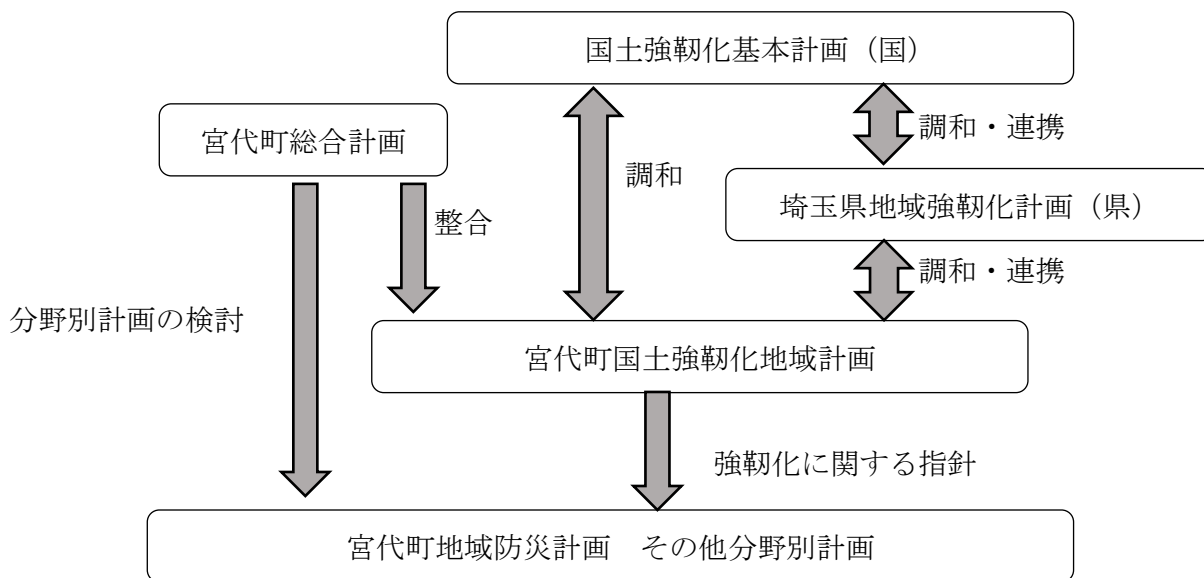
策定に当たっては、「県地域計画」を参考として調和を図りつつ、本町の特性を踏まえた計画とします。また、この地域計画は、「第5次宮代町総合計画」や災害対策基本法に基づき策定した「宮代町地域防災計画」等と整合を図るとともに、本町の分野別計画等において国土強靱化に係る指針として策定するものです。

【参考】国土強靱化基本法（抜粋）

（国土強靱化地域計画）

第13条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

【宮代町国土強靱化地域計画と関係計画の関連】



2 宮代町における国土強靱化の基本的な考え方

第5次宮代町総合計画における宮代町の未来像「首都圏でいちばん人が輝く町」を強靱化する上での将来像とし、次に示す「基本計画」との調和を図った4つの基本的な考え方を念頭に置き、過去の災害から得られた経験を最大限生かし、町の強靱化を推進します。

(1) 基本目標

本町の強靱化のための基本的な考え方【基本目標】	
I	町民の生命を最大限守ること
II	地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減すること
III	町民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減すること
IV	迅速な復旧・復興を可能とする備えをすること

(2) 事前に備えるべき目標（行動目標）

事前に備えるべき目標【行動目標】	
目標1	被害の発生抑制により人命を保護する
目標2	救助・救急・医療活動により人命を保護する
目標3	交通ネットワーク、情報通信機能を確保する
目標4	必要不可欠な行政機能を確保する
目標5	生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する
目標6	「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する
目標7	二次災害を発生させない
目標8	大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

3 計画期間

本計画は、令和4年度を初年度とする令和12年度までの9年間を計画期間とします。その後、第6次宮代町総合計画の策定に合わせ、見直しを行うものとします。

ただし、計画期間中においても、国土強靱化を取り巻く社会情勢等の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、見直し・改善を必要に応じて行うものとします。

4 各主体及び地域間連携の推進

- 強靱化に向けた取り組みの実施主体は、町だけでなく、国、県、他市町村、企業、住民等の多岐にわたることから、関係者相互における連携協力を一層強化します。
- 本町の多様性と豊かな個性を生かし、機能分散と連携による地域づくりを進めます。
- 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設、道路の整備、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、そのための体制を整備します。
- 広域連携等を通じた一体的な取り組みにより、広域応援・受援機能を充実させ、巨大災害に備えます。

5 効果的な施策の推進

- 想定される被害や地域の状況に応じて、防災施設の整備等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。
- 自分の身は自分で守る「自助」及び互いに助け合って守る「共助」からなる地域防災力の向上と、「公助」の機能強化を適切に組み合わせ、官（町、県、国）と民（企業、住民）が役割分担をして取り組みます。
- 防災・減災の取り組みが非常時に効果を発揮するだけでなく、平時においては地域社会等で有効に活用される対策となるように取り組みます。
- 人口減少社会の到来と少子・高齢化の一層の進展など、本町を取り巻く社会情勢に対応した施策を推進します。
- 大規模自然災害等が発生しても機能不全に陥らない地域・経済社会システムの確保に当たっては、平時における状況変化への対応力や生産性・効率性の向上にも資するように取り組みます。

6 個別事業の取り組み

（１）ハード整備の推進

- 南海トラフ地震等に備える地震対策、総合的な治水対策、災害に強いまちづくり等による水害対策など、災害に対応した個別施策を着実に推進します。
- 各地域が有する豊かな自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮して施策を推進します。
- 各世代を担う子ども達が過ごす教育施設や次世代育成支援対策施設、保育施設などについて、災害に対応できるよう施設整備を進めます。
- 地域の避難場所となる公共施設を整えとともに、集会所などのバリアフリー化の推進を支援します。
- 災害時における災害本部及び避難所の電源の安定供給を図るため、自家発電設備として太陽光発電設備等を整備するとともに、蓄電池及び電気自動車等の導入を推進します。
- 高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域密着型の施設整備を進め、安心してサービスが受けられる基盤づくりを推進します。

（２）ソフト対策の推進

- 地域全体で強靱化を推進するため、人のつながりやコミュニティ機能を強化することで、災害時にも機能する自助・共助の仕組みを構築します。
- 各地域における担い手を育成・確保するため、消防団や自主防災組織への支援や、小学校、中学校等における防災教育、町民への自主防災組織リーダーの育成など、防災関係団体との連携を強化します。
- 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等が災害弱者となる可能性が高いことから、そうした方々に配慮した施策を推進します。

第4章 想定する大規模自然災害の整理

1 想定する大規模自然災害の範囲

「県地域計画」に示されている大規模災害のうち、宮代町内で被害が生じる大規模自然災害を想定することとし、地震、洪水、竜巻の3種類を基本とします。

2 想定する大規模自然災害の規模

宮代町内で被害が生じる大規模自然災害のうち、地震が最も大きな被害をもたらす可能性があります。本町では、地震災害対応については、県の計画で想定している東京湾北部地震や関東平野北西縁断層帯地震に比べ、茨城県南部地震の方が大きくなるものの、県内最大震度と同等であるため、同じような被害状況に陥ることと考え、県作成のリスクシナリオを準用します。

大規模自然災害	災害の規模
地震	茨城県南部地震 東京湾北部地震（首都直下地震） 関東平野北西縁断層帯地震（深谷断層帯・綾瀬川断層による地震）
洪水	荒川・利根川等の一級河川の堤防の決壊
竜巻	国内最大級（F3）の発生

第5章 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定と

脆弱性評価の結果

1 脆弱性評価の考え方

本町における大規模自然災害等に対する脆弱性評価は、大規模自然災害等による甚大な被害を回避するために、現在の本町の施策のどこに脆弱性があるのかを明らかにするための評価です。

強靱化は、いわば本町のリスクマネジメントであり、仮に起きれば本町に致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態」を想定します。

脆弱性評価は、国・県が実施した手法を参考として、以下の手順で行い、地域の強靱化のために取り組むべき施策を検討します。

2 「事前に備えるべき目標（行動目標）」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

「基本計画」及び「県地域計画」との調和を図り、「事前に備えるべき目標」として8つの目標を設定し、その妨げとなるものとして、24項目の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を本町の特性を踏まえたものとして設定しました。

事前に備えるべき目標 (行動目標)		起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	
1	被害の発生抑制により人命を保護する	1-1	火災や建築物倒壊等により、多数の死傷者等が発生する事態
		1-2	異常気象（洪水等）により、多数の死傷者等が発生する事態
		1-3	列車転覆等の交通機関の被害等により、多数の死傷者等が発生する事態
		1-4	災害対応の遅延等により、多数の被災者等が発生する事態
2	救助・救急・医療活動により人命を保護する	2-1	救助・捜索活動が大量に発生し、対応が遅れる事態
		2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
		2-3	ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態
3	交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	3-1	道路・線路などの交通ネットワークが分断・閉塞する事態
		3-2	旅客及び物資の輸送が長期間停止する事態
		3-3	情報通信の輻輳・途絶や正確性が低下する事態
4	必要不可欠な行動機能を確保する	4-1	被災等により治安が悪化する事態
		4-2	町職員・施設等の被災により行政機能が低下する事態
5	生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	5-1	食料や日用品、燃料等の物資が不足する事態
		5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
		5-3	上・下水道や用水の供給停止が長期化する事態

6	「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する	6-1	農業・産業の生産力が低下する事態
		6-2	金融機能の低下等により、経済活動が停滞する事態
7	二次災害を発生させない	7-1	消防力の劣勢により延焼拡大し、大規模延焼が発生する事態
		7-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態
		7-3	危険物・有害物資等が流出する事態
8	大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理が停滞する事態
		8-2	町内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	広域かつ長期的な浸水被害の発生により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	労働力の減少及び地域コミュニティの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

3 脆弱性評価の結果

(1) 脆弱性評価の方法

基本計画では、基本法第 17 条第 1 項の規定に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下「脆弱性評価」という。）の結果を踏まえ、国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められています。

脆弱性評価は、地域計画の策定に先立ち、想定する大規模自然災害の発生時に起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を引き起こさないような対策を講じているかを評価するものです。

評価に当たっては、大規模自然災害の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と生じる被害の伝播を整理した上で、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を設定しました。その上で、その事態の発生回避・被害軽減に資する現在の本町の取り組みを把握し、方向性を評価しました。

(2) 脆弱性評価結果のポイント

- 人命保護、社会機能維持、財産・施設被害の最小化に取り組むことを通じて、迅速な再建・回復ができるよう備える必要があります。
- 人命を保護する観点から、住宅・建築物の耐震化等の促進、消防力等を発揮できる体制の確保、警察の災害対応力の向上、災害時医療体制の確保、学校の災害対応力の強化に一層取り組む必要があります。町民の自助・共助に活用できるよう災害情報を適切に共有・提供できるようにする必要があります。

- 社会の機能を維持する観点から、道路・鉄道・ライフライン・情報通信の各種施設の耐震化・機能確保に一層取り組むとともに、ルート等の多重化や非常用電源の確保等の代替手段の確保にも一層取り組む必要があります。また、平常時からの連携関係の確立、産業・農業機能の確保に取り組み、災害時には、支援・受援も含め、機能確保を図れるようにする必要があります。
- 財産・施設の被害を最小化する観点から、治水施設等の整備・減災に向けた取り組みを一層強化するとともに、各種施設の耐震化・機能確保等の整備に取り組み、災害に強いまちづくりをする必要があります。

（３）起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

本計画は、基本計画や県地域計画と調和を保つことが必要であることから、両計画で設定されたリスクシナリオから本町におけるリスクシナリオの設定を検討しました。その結果、本町の地域特性に応じて整理し、事前に備える目標（行動目標）に対応させた 24 のリスクシナリオを次のとおり設定しました。

また、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに脆弱性評価を行い、課題を抽出し、8つの「事前に備えるべき目標（行動目標）」ごとにまとめました。

事前に備えるべき目標 1 《被害の発生抑制により人命を保護する》

○起きてはならない最悪の事態

- 1-1 火災や建築物倒壊等により、多数の死傷者等が発生する事態
- 1-2 異常気象（洪水等）により、多数の死傷者等が発生する事態
- 1-3 列車転覆等の交通機関の被害等により、多数の死傷者等が発生する事態
- 1-4 災害対応の遅延等により、多数の被災者等が発生する事態

対象の 事 態	回避に向けた評価結果
1-1	町内には木造住宅を主とした住宅密集地があるため、一人の犠牲者も出さないよう、道路や公園の整備により、避難路の確保、火災の延焼防止対策や空き家対策を促進し、都市構造全体の防災性を高めていくまちづくりを推進することが緊急かつ重要な課題である。
1-1	切迫性が指摘されている地震から町民の生命及び財産を守るため、宮代町建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震診断や耐震改修工事等を行う町民等を支援するなど、住宅その他建築物の耐震化を促進する必要がある。
1-1 1-2	浸水想定区域や地震の揺れの大きさの分布を事前に町民等へ周知することは、町民等の危機管理意識の向上や自主避難態勢の確立など、被害の軽減に極めて有効であることから、引き続き周知に努めていく必要がある。

1-1 1-2 1-3 1-4	災害時には、災害の状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関が連携して組織的に活動するとともに、情報を町民等に伝える体制とその情報の正確性、確実性を絶えず向上していく必要がある。また、常に町民ニーズの把握に努めておく必要がある。
1-1 1-2 1-3 1-4	発災直後、行政による救出救護体制の整わない状況下においては、地域の助け合いが重要であり、隣近所での助け合いの精神を基本に、町、自主防災組織等が協力し、要配慮者等も含めた避難援助体制を推進する必要がある。
1-1 1-4	緊急車両や救援物資運搬車両が通行するための緊急輸送道路をはじめとした幹線道路を整備し、迅速な対応が可能な道路環境を整備及び維持していくことが重要である。
1-2	町内には、多くの河川が流れているため、河川氾濫や内水被害等による洪水浸水被害に対して、河川や水路、ポンプ場の整備と合わせて、雨水流出抑制対策や農地、緑地などによる保水能力の維持向上策について、十分な対応措置を講ずる必要がある。
1-2	洪水被害等の発生、又は発生の恐れが生じた場合、その被害の軽減を図るため、関係機関と連携して、速やかに水防活動を実施することが重要である。
1-3	駅周辺の再整備により、交通の円滑化とともに避難ルートの分断や、踏切による事故といったリスクの回避を図る必要がある。
1-4	避難所における避難者の安全かつ健康的な生活を確保するため、町、自主防災組織等及び学校など関係機関は、連携して訓練を実施し、災害時に円滑な避難所運営が行える体制を整備する必要がある。また、急激な生活環境の変化や大人数による集団生活の中で、プライバシーや防犯、安全等の面から、災害時に要配慮者等が不安なく避難生活を送れるよう、これら避難者の視点に立った避難所運営に努める必要がある。

事前に備えるべき目標 2

《救助・救急・医療活動により人命を保護する》

○起きてはならない最悪の事態

2-1 救助・捜索活動が大量に発生し、対応が遅れる事態

2-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態

2-3 ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態

対象の 事 態	回避に向けた評価結果
2-1	災害時には、救助・救急事態が同時多発することに加え、道路等の損壊によって、消防署等による組織的な応急活動が実施できなくなることも予想される。このため、地域ぐるみの防災協力体制の整備や地域コミュニティの活性化、防災訓練の充実、応急手当の普及促進など、災害から地域社会を守っていくことを目的とした対策を推進し、地域が連携した防災体制の確立を図る必要がある。また、災害時に弱い立場にある要配慮者が利用している社会福祉施設などにおける避難体制の整備と、行政や地域との連携を強化することが重要である。
2-1	避難所では、町外からの通勤・通学者や外出中に帰宅困難となった者も受け入れ対象となることから、これらの帰宅困難者に対しても、帰宅するまでの一時的な滞在期間中、物資や滞在スペース等を提供できる体制を整備する必要がある。
2-1	救援部隊など関係機関による救助・捜索活動が早期に実施できるような受援体制の構築をしておく必要がある。
2-1	救助用備品等の分散配備を推進するため、避難所や活動拠点となる町有施設及び備蓄倉庫の確保について検討を行う必要がある。
2-1 2-2 2-3	他市町村や民間団体と予め協定を締結し、災害時における食料、生活必需品、医療品などの確保に万全を期しておく必要がある。
2-1 2-2 2-3	要配慮者などを考慮した備蓄品目の充実を図るとともに、福祉避難所となる施設においても、避難者の特性に応じて必要となる品目を確保する必要がある。
2-2	町民が、各種検診の受診や生活習慣病の予防をするよう啓発するとともに、健康相談を行い、病気の早期発見と早期治療を促進し、被災時にも健康を維持できるよう、健康づくりの充実を図る必要がある。
2-2	災害発生時の医療救護活動を迅速かつ適切に実施できるよう、医療関係団体等の協力体制を充実することが重要である。
2-2	災害時に急増する医療需要に対応するため、公設宮代福祉医療センター六花等の町内医療機関との連携強化を図っていく必要がある。
2-2 2-3	平時から、予防接種の促進など、感染症発生予防のための健康指導を行うとともに、感染症流行情報の提供を実施する必要がある。
2-3	災害時には、し尿や廃棄物の処理機能が低下する。トイレ対策やごみ処分のマナー向上を図るとともに、収集車両や必要な機材を確保するため、他市町村との相互応援協定や業者・団体等との協力関係を充実する必要がある。

事前に備えるべき目標 3
《交通ネットワーク、情報通信機能を確保する》

○起きてはならない最悪の事態

- 3-1 道路・線路などの交通ネットワークが分断・閉塞する事態
- 3-2 旅客及び物資の輸送が長期間停止する事態
- 3-3 情報通信の輻輳・途絶や正確性が低下する事態

対象の 事 態	回避に向けた評価結果
3-1	災害時には、様々な交通の混乱等の発生が予測されるため、道路管理者、警察署、民間団体等が連携・協力し、交通秩序の維持等について万全を期する必要がある。
3-1 3-2	災害時に避難路や緊急輸送道路など、都市基盤施設として重要な役割を果たす幹線道路をはじめとした道路環境の整備を進めていく必要がある。
3-1 3-2	災害時の輸送と交通を円滑に行うため、橋梁等の保全や長寿命化を実施するとともに、障害物の除去等の管理行為の迅速化や、占用物の耐震性向上について、道路管理者とライフライン事業者とが協力し、推進する必要がある。
3-2	道路・線路などが局所的に閉鎖となった場合に、別ルート又は別の手段による移動が確保できるよう、交通ネットワークの充実を図る必要がある。
3-3	発災後、必要な情報を確実に伝達するため、防災行政無線やメール配信サービスはもとより、多数の伝達手段を確保し、随時、正確な情報を発信する必要がある。
3-3	災害時にも情報の共有・提供ができるよう、予め、町民や自治会等との情報伝達に関する連携・協力体制を充実するとともに、要配慮者等が利用する施設に対する情報伝達について万全を期する必要がある。
3-3	情報セキュリティやデータのバックアップ体制の強化により、町保有の情報を守り続けるとともに、情報サービスの維持向上のための最新技術の活用も検討していく必要がある。

事前に備えるべき目標 4
《必要不可欠な行政機能を確保する》

○起きてはならない最悪の事態

- 4-1 被災等により治安が悪化する事態
- 4-2 町職員・施設等の被災により行政機能が低下する事態

対象の 事 態	回避に向けた評価結果
4-1	被災等による治安の悪化を防ぐためには、町民一人ひとりが防犯知識を習得し、防犯意識を高めることにより、日常生活の中で犯罪に合わないための取り組みを実践していくことが重要である。
4-1	災害時には、様々な社会的混乱の発生が予測されるため、平時から警察署や自治会、関係機関が連携し、町民等の生命の安全確保、各種犯罪の予防、取り締まり、見守り等について万全を期する必要がある。
4-2	災害時に、職員全員が参集できない状況であっても、必要な業務や活動を行えるよう、職員は、平時から町民感覚と危機管理意識を養い、災害対応も含めた実践能力の維持・向上に努める必要がある。
4-2	災害により、施設等に大きな被害が発生した場合でも、迅速な復旧・復興ができるような安定的な財政運営を行うとともに、代替施設の準備をしておく必要がある。
4-2	応急危険度判定、罹災証明の発行、被災者台帳の整備など、被災者に対する業務を迅速に処理するための準備をするとともに、災害時における応急対策以外の行政サービスについても、継続すべき重要なものは、一定のレベルを確保するとともに、通常通りの業務が最短で提供できるような組織を構築していく必要がある。
4-2	町有施設の浸水対策を進めるとともに、災害時に避難所などの拠点となる施設では、特に、計画的な点検・改修を行う必要がある。

事前に備えるべき目標 5

《生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する》

○起きてはならない最悪の事態

- 5-1 食料や日用品、燃料等の物資が不足する事態
- 5-2 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
- 5-3 上・下水道や用水の供給停止が長期化する事態

対象の 事 態	回避に向けた評価結果
5-1	ライフラインの途絶による被害を抑え、町民の安全を確保するため、物資の供給等に関し、民間団体等と予め協定を締結するとともに、自治会や町民団体等との連携・協力体制を構築する必要がある。また、救援物資の受け入れ、仕分け、配送を迅速に行い、必要な場所に必要な物資を供給できるような連絡・運搬体制を整備する必要がある。

対象の 事 態	回避に向けた評価結果
5-1	物流ルートを実際に確保するため、道路・橋梁等の輸送基盤の整備を着実に進めるとともに、発災後の迅速な輸送経路の啓開については、関係機関と十分に連携・協力する必要がある。
5-1	災害時にも、物資等の町外からの供給機能の低下による不足が生じないように、町内の生産体制及び商店などの流通供給体制の構築と強化を図る必要がある。
5-2	再生可能エネルギーと蓄電設備の組み合わせや非常電源の導入等を積極的に検討し、電気などのエネルギー供給の停止時にも、行政機能及び避難体制への影響を最小限に抑える必要がある。
5-2 5-3	県、町及びライフライン事業者により、電気、ガス、上・下水道などのライフライン施設の強化を図るとともに、被災した場合には、町及び関係機関において、それぞれの活動体制を確立した上で相互に連携・協力し、各施設の応急対策や町民への対応等を迅速に実施する必要がある。
5-3	上水道の供給停止や下水道の使用停止を想定し、平時からの備蓄について、町民への啓発を継続的に実施するとともに、避難所等への配布・配備体制の充実を図る必要がある。また、代替施設の把握について検討する必要がある。

事前に備えるべき目標 6

《「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する》

○起きてはならない最悪の事態

6-1 農業・産業の生産力が低下する事態

6-2 金融機能の低下等により、経済活動が停滞する事態

対象の 事 態	回避に向けた評価結果
6-1	平時から、町内の産業能力を向上することにより、災害時に農業・商業・工業などの停滞を招かないよう、産業の基盤を整備していく必要がある。
6-1 6-2	施設の再建のための金融支援、取り引き等の斡旋、物流の安定など、再建に向けた速やかな総合的対策を展開する必要がある。
6-1 6-2	産業の根幹となる労働力を確保するための就業や起業への支援など、災害時の経済維持に向けた対策を講ずる必要がある。

事前に備えるべき目標 7
《二次災害を発生させない》

○起きてはならない最悪の事態

- 7-1 消防力の劣勢により延焼拡大し、大規模延焼が発生する事態
- 7-2 洪水抑制機能が大幅に低下する事態
- 7-3 危険物・有害物質等が流出する事態

対象の 事 態	回避に向けた評価結果
7-1	災害等による被害を未然に防止し、又は最小限にとどめるためには、平時における防災訓練等の実施により、町、関係機関及び町民等が取るべき防災活動を実践し、防災対策を習熟するとともに、自衛消防訓練の指導などにより、事業所や建物の所有者等の防災意識の高揚と初期消火設備の配備に万全を期す必要がある。
7-1	同時多発的かつ広範囲の火災の発生に迅速に対応し、延焼防止を図るため、特に、住宅密集地にあつては、空き家対策や道路、公園などの延焼防止のためのオープンスペースの確保、水利施設の適正配置などの防災性を高めていくまちづくりを計画的に推進することが必要である。
7-2	雨水が河川や水路に一気に流れ込むことを抑制するため、農地や緑地を保全するとともに、一時雨水貯留や敷地内浸透の推進により、町域全体で総合的な治水機能を維持・向上していく必要がある。
7-3	事業所における危険物・有害物質等の管理指導を徹底し、流出等の未然防止対策や事故防止策を求め、事業所や町民の危険物等への知識と意識を高めるとともに、NBC災害への迅速な対応が必要である。

事前に備えるべき目標 8
《大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする》

○起きてはならない最悪の事態

- 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理が停滞する事態
- 8-2 町内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
- 8-3 広域かつ長期的な浸水被害の発生により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
- 8-4 労働力の減少及び地域コミュニティの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

対象の 事 態	回避に向けた評価結果
8-1	速やかに災害廃棄物の処理を行えるよう、近隣市町等との連絡を密に行い、当該ごみ発生量の把握、処理計画の立案、実施体制の確保に努め、ごみ処理に万全を期する必要がある。
8-1	瓦礫を適正、円滑に処理するとともに、最終処分量の削減を図るため、関係機関との連携により、仮置場の適正配置及び計画的な管理、搬入・搬出を通じて、分別を徹底し、できる限り再利用する必要がある。
8-2	道路、鉄道、河川の整備を進めるとともに、公園・公共施設の適正配置と点検改修を行い、災害に強いまちづくりを計画的に実施し、速やかな復旧・復興活動が行われるような基盤を構築していくことが重要である。
8-2	住宅の復興を迅速かつ円滑に行うため、県と連携・協力しながら、「応急的な住宅の確保」及び「公的住宅の供給」を実施しつつ、自力による復旧・復興を基本とし、必要に応じた支援体制を整える必要がある。
8-3	国、県及び町が実施する河川・水路の整備はもとより、洪水調整機能の向上や水防活動の強化など、総合的な水害対策を町と町民が協力し、実施していく必要がある。
8-4	町内産業の活性化により、雇用の促進を図り、災害時にも労働力を確保することが復旧・復興には必要不可欠である。
8-4	災害時において、町の果たし得る能力には限界があり、多くの被災者に対し、きめ細やかな援助を行うためには、ボランティアの協力が不可欠である。このため、ボランティアの能力を十分に発揮し、効果的なボランティア活動を行えるよう受け入れや派遣の体制整備に努める必要がある。
8-4	自主防災組織、事業所、ボランティア等の防災連携体制の確立を図るため、自治会等の地域コミュニティの活性化対策を講じるとともに、防災訓練等への積極的な参加を町民等に呼びかけ、地域における防災行動力の強化を図る必要がある。
8-4	災害時における要配慮者等への対応力を向上するとともに、思いやりや寛容さのある地域づくりを推進するため、コミュニティ強化に係る支援等の取り組みを充実する必要がある。
8-4	復興のまちづくりを迅速に進めるためには、発災前の平時から住民等との将来のまちづくりについて、話し合いを進めておくことが重要である。

（４）各分野の強靱化に向けた取り組み

本計画の事前に備えるべき目標（行動目標）における各施策と脆弱性評価で設定した24の「起きてはならない最悪の事態」の関係を次のとおり整理しました。

① 行動目標１ 被害の発生抑制により人命を保護する

ア 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

- 1-1 火災や建築物倒壊等により、多数の死傷者等が発生する事態
- 1-2 異常気象（洪水等）により、多数の死傷者等が発生する事態
- 1-3 列車転覆等の交通機関の被害等により、多数の死傷者等が発生する事態
- 1-4 災害対応の遅延等により、多数の要救助者等が発生する事態

イ 強靱化に向けた取り組み

- 消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減
- 住宅・建築物の耐震化等の促進
- 災害情報の共有と町民への適切な提供
- 治水施設の整備・減災に向けた取り組みの強化
- 学校の災害対応力の向上
- 防災知識の普及啓発

ウ 強靱化に向けた行動

- 災害発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行えるよう、埼玉東部消防組合との調整を行い、消防力の充実を図る。【町民生活課】
- 消防団員の確保、活動技術の向上、施設・資機材の整備等、消防団強化対策を実施し、地域の消防力強化を図る。【町民生活課】
- 迅速な活動ができるよう、消防団員の確保や研修により訓練を実施し、地域の消防力の向上を図る。【町民生活課】
- 宮代町建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震診断、耐震改修等について、積極的な支援と啓発活動に努める。【まちづくり建設課】
- 河川の整備等により、広域かつ長期にわたる被害とならないよう治水安全度の向上を図る。【まちづくり建設課】
- 災害時の住宅、建築物の損傷を軽減させるため、老朽建築物等のリフォーム補助金を推進する。【産業観光課】
- 公共施設マネジメントに関する各種計画に基づき、適切な保全と維持管理を行う。【企画財政課】
- 町民へ防災に関する情報を迅速かつ的確に伝えるため、防災行政無線に加え、町ホームページやメール配信サービス、避難情報等について民間放送を活用し、災害情報を提供する。【町民生活課】

- 小中学校では、危機管理体制や施設の整備、充実を図るとともに、安全意識や危険を予測し、回避する能力を身に付け、主体的に行動できる児童生徒の育成に努める。【教育推進課】
- 小中学校における危機管理体制の整備、充実を図り、児童生徒の防災意識の向上に努める。【教育推進課】
- 職員の意識と能力向上を図るため、危機管理・防災に関する研修を実施し、職員の防災教育の充実を図る。【町民生活課】
- 災害などの緊急時に、災害弱者への対応が的確にできる体制づくりを進める。【福祉課・子育て支援課・健康介護課】

② 行動目標 2 救助・救急・医療活動により人命を保護する

ア 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

- 2-1 救助・捜索活動が大量に発生し、対応が遅れる事態
- 2-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
- 2-3 ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態

イ 強靱化に向けた取り組み

- 消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減
- 災害時医療体制の充実

ウ 強靱化に向けた行動

- 大規模災害への対応は、本町の防災力だけでは対応が困難であり、広域的な支援が必要になることが予測されるため、国、県、関係自治体、関係機関との連携を強化する。また、埼玉東部消防組合だけでは対応が困難であり、自衛隊等の支援が得られるよう受入体制を整備する。【町民生活課】
- 埼玉東部消防組合の協力のもと、普通救命講習会や応急手当普及員の啓発を行い、救急医療体制の強化に向けた取り組みを行う。【町民生活課】
- AEDの設置を推進するとともに、取り扱いを含む応急手当の正しい知識と技術の習得のための講習会等の受講促進を図る。【町民生活課】
- 災害時の医薬品等の調達を円滑に行えるよう、関係機関との体制を整備する。【町民生活課・健康介護課】
- 健康管理指導などの保健衛生体制整備等による疾病・感染症の発生予防対策の充実、医療救護体制の充実化等による、疾病・感染症等の拡大防止の取り組みを図る。【健康介護課】

③ 行動目標 3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

ア 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

- 3-1 道路・線路などの交通ネットワークが分断・閉塞する事態
- 3-2 旅客及び物資の輸送が長期間停止する事態
- 3-3 情報通信の輻輳・途絶や正確性が低下する事態

イ 強靱化に向けた取り組み

- 道路ネットワークの整備・通行の確保
- 情報通信体制の強化
- 災害情報の共有と町民への適切な提供

ウ 強靱化に向けた行動

- 防災活動拠点等へのアクセス確保のため、地域連絡道路等を整備し、ルートの多重化を図る。【まちづくり建設課】
- 狹隘道路の拡幅について、道路閉塞を防ぐ対策の強化を図る。【まちづくり建設課】
- 救助、避難、物資輸送を閉塞させないために、浸水対策等の対策により幹線道路の交通網の確保を図る。【まちづくり建設課】
- 安全で円滑な道路ネットワークを形成するため、生活道路の整備を進める。【まちづくり建設課】
- 鉄道輸送等が長期間停止する事態に備え、県、鉄道事業者、タクシー事業者等と連携し、代替輸送手段の確保に努める。【企画財政課】
- 多数の道路で交通障害が発生等した場合においても、警察署や交通安全団体等と連携し、交通事故防止に努める。【町民生活課】
- 町民への情報伝達手段として、災害情報共有システム（Ｌアラート）、メール配信サービス、防災アプリ、防災行政無線、広報車等の適切な運用、町ホームページ、ＳＮＳ（ツイッター等）、テレビ埼玉などの複数媒体による情報伝達方法の確保に努め、情報インフラの充実を図る。【総務課・町民生活課】
- 庁舎の停電やネットワークの輻輳に耐えられる情報通信設備の確保に努める。【企画財政課】
- 災害等の危機に適切に対応できるよう、情報セキュリティの強化を図る。【企画財政課】

④ 行動目標 4 必要不可欠な行動機能を確保する

ア 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

- 4-1 被災等により治安が悪化する事態
- 4-2 町職員・施設等の被災により行政機能が低下する事態

イ 強靱化に向けた取り組み

- 防災活動拠点等の強化
- 行政機関の業務継続の確保
- 応急対応に必要な非常用電源等の確保
- 防災知識の普及啓発

ウ 強靱化に向けた行動

- 地域防災訓練等、埼玉東部消防組合や自衛隊等も参加した合同訓練等を実施することにより、地域防災力の強化を図る。また、町と防災関係機関が連携を図りながら図上訓練等を継続的に実施し、本町の災害対応力の向上を図る。【町民生活課】
- 避難所開設実働訓練を継続的に実施する。【町民生活課】
- 実践的な防災体制を維持できるように、行政機能、物的資源、人的資源の確保を進める。【総務課・企画財政課・町民生活課】
- 自治体間等で相互に災害応急対策等の協力が積極的に得られるよう、広域的な協定の締結を推進するなど、連携強化を図る。【町民生活課】
- 業務継続計画（BCP）の検証を実施し、業務継続に必要な体制整備の強化を図る。【総務課・町民生活課】
- 被災者支援を行うボランティアを円滑に受け入れるため、町社会福祉協議会やボランティア団等との連携体制を強化し、人材育成を図る町社会福祉協議会の活動を支援する。【福祉課】

⑤ 行動目標 5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する

ア 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

- 5-1 食料や日用品、燃料等の物資が不足する事態
- 5-2 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
- 5-3 上・下水道や用水の供給停止が長期化する事態

イ 強靱化に向けた取り組み

- 安全な水の早期供給再開と施設の災害対応力強化
- 再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保
- 自助と共助による地域単位の防災力の向上
- 市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化
- 避難所の公衆衛生と生活の質の確保

ウ 強靱化に向けた行動

- 食料や日用品、燃料、仮設トイレ等資機材の充実等、備蓄品を計画的に整備し、地域バランスや配送方法等を考慮しつつ、備蓄場所の確保を図る。【町民生活課】

- 電気・ガス等の供給の長期間停止が、被災者の生活及び経済活動に大きな打撃を生ずることは近年明らかであるため、対策強化をライフライン事業者へ要請していくとともに、災害協定などにより体制強化を図る。【町民生活課・まちづくり建設課】
- 災害発生時に長期間の断水を防ぐため、浄・配水施設及び基幹管路の耐震化を計画的に実施する。また、災害時の応急給水活動の円滑化を図るため、重要給水拠点への供給管の耐震化を優先的に実施する。【まちづくり建設課】
- 汚水処理施設等の機能停止に伴う公衆衛生問題や感染症の発生を防止するため、施設の耐震化等の災害予防と適切な維持管理、生活排水対策等の推進を図る。【環境資源課・まちづくり建設課】
- 既存の単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。【環境資源課】
- 避難所の環境改善の一環として、災害用トイレの充実、段ボール製簡易ベッド、パーテーション等の準備を実施する。また、地域での共助の取り組みの中心となる自主防災組織のリーダーや防災士を育成する。【町民生活課】
- 災害時の協力体制の充実を図るため、協定締結企業の拡大に努め、企業や団体との防災に関するネットワークの構築を図る。【町民生活課・産業観光課】

⑥ 行動目標 6 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する

ア 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

- 6-1 農業・産業の生産力が低下する事態
- 6-2 金融機関の低下等により、経済活動が停滞する事態

イ 強靱化に向けた取り組み

- 平常時からの産業創出
- 金融機能・産業機能の維持
- 産業を担う人材の育成・確保
- 平常時からの農業生産の確保
- 農業生産基盤等の整備

ウ 強靱化に向けた行動

- 東武動物公園駅周辺の市街地は、都市計画マスタープランにて多様なサービスを楽しむことができる「まちなか拠点」に位置付けられており、「東武動物公園駅西口地区計画」に基づき、商業等の機能を有する新たな拠点市街地の形成を図る。【まちづくり建設課】
- 町内での創業を支援し、産業を担う人材の育成確保を図る。【産業観光課】
- 市街化調整区域に広がる農地や平地林については、「農業振興地域の整備に関する法律」や「森林法」などの関係法令の適正運用による管理・保全を基本としながら、町内の農業振興施策との連携による活用を図る。【産業観光課】

- 地震や洪水などの自然災害、感染症や大事故などが発生しても企業が損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための事業継続計画（ＢＣＰ）についての普及に努める。【町民生活課・産業観光課】
- 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加しないよう、農業生産基盤等の整備や担い手確保に取り組む。【産業観光課】

⑦ 行動目標 7 二次災害を発生させない

ア 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

- 7-1 消防力の劣勢により延焼拡大し、大規模延焼が発生する事態
- 7-2 洪水抑制機能が大幅に低下する事態
- 7-3 危険物・有害物質等が流出する事態

イ 強靱化に向けた取り組み

- 災害に強いまちづくり
- 自然を活かした保水・遊水機能の確保
- 有害物質等の流出対策の確実な実施

ウ 強靱化に向けた行動

- 災害発生時に「自らの命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」という自助・共助を基本とし、火災の発生、拡大を抑えるために平常時から地域で対応できる体制を整え、地域の防災力向上を図る。【町民生活課】
- 平常時から施設の防火・防災設備について定期的に点検等を行うとともに、避難訓練を行い、防災意識の高揚を図る。【企画財政課・町民生活課・福祉課・子育て支援課・健康介護課・まちづくり建設課・教育推進課】
- 災害時において指定緊急避難場所として活用される公共施設等を適切に維持管理し、火災延焼に強いまちづくりを推進する。【町民生活課・まちづくり建設課・教育推進課】
- 地域の消防力を強化し、迅速な活動ができるよう、消防団員の確保や研修、訓練の強化を図る。【町民生活課】
- 災害時において指定緊急避難場所として活用される身近な公園を適切に維持管理し、災害に強いまちづくりを推進する。【まちづくり建設課・教育推進課】
- 内水害対策事業を実施するなど、治水対策を推進する。【まちづくり建設課】
- 災害発生時の有害物質流出の事前対策として、事業者への継続的な指導・啓発を行うとともに、発災後に流出した有害物質の感知や災害対応に必要な資機材の整備等の実施により、迅速に対応できる体制を確保・整備する。【環境資源課】
- 石綿（アスベスト）の飛散防止対策を徹底するとともに、石綿を含む特別管理廃棄物について、一時管理場所の確保など、適正な処理体制づくりを推進する。【環境資源課】

⑧ 行動目標 8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

ア 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

- 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理が停滞する事態
- 8-2 町内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
- 8-3 広域かつ長期的な浸水被害の発生により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
- 8-4 労働力の減少及び地域コミュニティの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

イ 強靱化に向けた取り組み

- 応急復旧の体制整備
- 治水施設の整備・減災に向けた取り組みの強化
- 災害廃棄物の適正処理の推進
- 発災前からの都市の復興への備え

ウ 強靱化に向けた行動

- 応急復旧について、被災時には、国や県と連携するほか、近隣市町等との災害時相互応援協定等により、資機材の貸し付けや人員派遣等について相互協力を行う。被災時の応急復旧方法・対処方法等を検討する。【総務課・町民生活課】
- 県や関係機関等と連携し、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するための体制の整備や、環境保全に支障のない一時仮置き場の確保を図る。【環境資源課】
- 災害時においても、安全で安心したごみ処理体制が構築できるよう、広域化を含めたごみ処理体制の効率化を検討・実施する。【環境資源課】
- 道路、橋梁及び歩道橋等について、対策が必要となる箇所を早期発見のため、パトロールや点検を継続して推進する。【まちづくり建設課】
- 被災後の迅速な復旧・復興に資する現地復元性のある地図を整備するため、地籍調査事業の促進を図る。【企画財政課】
- 大規模自然災害発生時の被害を小さくし、迅速な再建・回復ができるよう、河川の整備等により、広域かつ長期にわたる被害とならないよう治水安全度の向上を図る。【まちづくり建設課】

第6章 施策分野別の強靱化に向けた方針

1 強靱化の推進に向けた施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」ごとに行った脆弱性の評価の結果をもとに、これを回避するために取り組むべき施策をまとめました。

取り組むべき施策については、国の基本計画の施策分野を参考に、個別施策分野、横断的分野を次の通り設定します。

個別施策分野	1	行政機能
	2	住宅・都市
	3	保健医療
	4	福祉
	5	エネルギー
	6	情報通信
	7	産業
	8	交通
	9	農業
	10	国土保全
	11	ライフライン
	12	教育
	13	土地利用
	14	環境
横断的分野	15	地域づくり・リスクコミュニケーション
	16	老朽化対策

2 施策分野と 24 のリスクシナリオの関係

(「起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)」と分野別施策との整理対象表 マトリクス)

	起きてはならない最悪の事態	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
		行政機能	住宅・都市	保健医療	福祉	エネルギー	情報通信	産業	交通	農業	国土保全	ライフライン	教育	土地利用	環境
1-1	火災や建築物倒壊等により、多数の死傷者等が発生する事態	○	○		○								○		
1-2	異常気象 (洪水等) により、多数の死傷者等が発生する事態	○	○							○	○	○	○		
1-3	列車転覆等の交通機関の被害等により、多数の死傷者等が発生する事態	○							○						
1-4	災害対応の遅延等により、多数の被災者等が発生する事態	○	○	○	○		○		○			○			
2-1	救助・捜索活動が大量に発生し、対応が遅れる事態	○	○	○	○		○		○		○	○	○		
2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態			○			○								
2-3	ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態			○								○			○
3-1	道路・線路などの交通ネットワークが分断・閉塞する事態		○						○		○	○		○	
3-2	旅客及び物資の輸送が長期間停止する事態		○						○		○	○			
3-3	情報通信の輻輳・途絶や正確性が低下する事態						○				○				
4-1	被災等により治安が悪化する事態	○	○												
4-2	町職員・施設等の被災により行政機能が低下する事態	○	○		○		○	○	○		○	○	○		
5-1	食料や日用品、燃料等の物資が不足する事態	○				○			○		○	○			
5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態					○					○				
5-3	上・下水道や用水の供給停止が長期化する事態							○			○	○			

	起きてはならない最悪の事態	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
		行政機能	住宅・都市	保健医療	福祉	エネルギー	情報通信	産業	交通	農業	国土保全	ライフライン	教育	土地利用	環境
6-1	農業・産業の生産力が低下する事態							○	○	○	○				
6-2	金融機能の低下等により、経済活動が停滞する事態							○	○	○	○				
7-1	消防力の劣勢により延焼拡大し、大規模延焼が発生する事態	○	○												
7-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態		○					○		○	○				
7-3	危険物・有害物質等が流出する事態														○
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理が停滞する事態		○												○
8-2	町内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	○							○		○			○	
8-3	広域かつ長期的な浸水被害の発生により、復旧・復興が大幅に遅れる事態										○	○			
8-4	労働力の減少及び地域コミュニティの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態							○							

※「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取り組みがある施策の欄に「○」を記しています。

3 施策分野ごとの取り組みの方向性

施策分野ごとの取り組みの方向性は、次に示すとおりです。

▼個別施策分野

(1) 行政機能

○消防力の発揮による被害の発生抑制及び軽減【町民生活課】

- 地震による建物倒壊等の災害現場に迅速に出動し、効果的な救助・救急活動を行う埼玉東部消防組合との連携を図る。
- 大規模災害においては、単独での消防力だけでは対応が困難であり、広域的な支援が必要になると予測されるため、支援が得られるよう受入体制を整える。
- 消防団員の確保、活動技術の向上、施設・資機材の整備等、多面的な消防団強化対策を実施し、地域の消防力強化を図る。

- 大規模災害を含む危機事案に対処できる必要な基礎知識を習得するため、職員を対象とした研修や訓練を実施する。

○防災活動拠点等の強化【町民生活課・まちづくり建設課】

- 総合防災訓練等、消防や自衛隊なども参加した合同訓練の実施や計画の見直しを行う。また、町と防災関係機関が連携を図りながら図上訓練等を継続的に実施し、災害対応力の向上を図る。
- 埼玉東部消防組合（宮代消防署）における大規模改修等にかかる費用については、消防組合が事業執行するために必要な経費であり、その経費の確保に努める。
- 実践的な防災体制を維持できるように、埼玉東部消防組合（宮代消防署）の庁舎、人的資源の確保にあたる経費の確保に努める。
- 指定避難所等において、災害時に備え、物資の備蓄の維持管理を行う。
- 防災拠点施設において、災害時に備え、防災用備蓄品の整備を行う。
- 防災活動拠点等へのアクセス確保のため、道路等を整備し、ルートの多重化を図る。

○災害情報の共有と町民への適切な提供【総務課・町民生活課】

- 町が発令する避難指示等の災害情報を町ホームページに掲載する。
- 町民への情報伝達手段として、災害情報共有システム（Ｌアラート）、メール配信サービス、防災アプリ、防災行政無線、町ホームページ、ＳＮＳ（ツイッター等）、テレビ埼玉などの複数媒体による情報伝達方法の確保に努め、今後も情報インフラの充実を図る。

○応急対応に必要な非常用電源等の確保【町民生活課・まちづくり建設課】

- 浄・配水施設では、送水が継続できるよう非常用自家発電設備を計画化する。
- 下水道施設では、市街地等の下水処理を継続できるよう非常用電源設備を確保する。

○職員派遣体制の確立【総務課】

- 被災地に対する人的支援にあたって、速やかな情報伝達や意思決定が図られるよう、連絡系統や意思決定、役割分担等に関し検討・整理し、全庁的な共有化を図る。また、県や近隣市町との協力のあり方についても整理する。
- 職員の災害対応力という観点から、積極的な職員派遣を行い、得た知識や経験の蓄積を可視化し、研修等に役立てる。

○支援・受援体制の確立【総務課・町民生活課】

- 受援計画を策定し、国や県、近隣市町からの支援を迅速かつ的確に受けられるようにする。
- 本町が被災し、他市町等からの人的支援を受けるにあたって、速やかに応援要請や受け入れができるよう、早急に情報を収集し、役割分担や情報提供方法について検討する。

○行政機関の業務継続の確保【総務課】

- 業務継続計画（BCP）の検証を実施し、業務継続に必要な体制整備の強化を図る。

○応急復旧の体制整備【町民生活課・まちづくり建設課】

- 災害時には、国や県と連携するほか、近隣市町等との災害相互応援協定等により、資機材の調達や人的支援の受け入れ等についても相互協力を行う。
- 被災時の応急復旧方法・対処方法等を検討する。
- 町民の安否及び被災程度の確認を目的としたパトロールの実施方法等を検討する。

（２）住宅・都市

○住宅・建築物の耐震化等の促進【町民生活課・子育て支援課・まちづくり建設課】

- 建築物の耐震化を所有者に働きかけるとともに、効果的な耐震化について周知する。
- 保育所等の社会福祉施設について、計画的に耐震化を進める。
- 震災直後の宅地及び建築物の危険度を判定する被災宅地危険度判定士及び被災建築物応急危険度判定士の確保に努める。
- 断水時、雨水をトイレ水洗や消火用など、中水道として利用するため、建築物や公園等における雨水貯留などの利用促進を行う。

○空き家対策の促進【環境資源課】

- 老朽化した空き家の状況把握に努め、所有者に対して適正な管理について依頼をする。
- 活用可能な空き家を含む中古住宅の流通を促進するため、空き家バンクの活用を推進する。

○災害に強いまちづくりの啓発【町民生活課・まちづくり建設課・教育推進課】

- 災害時において指定緊急避難場所として活用される公民館、グラウンド等を適切に維持管理し、火災延焼に強いまちづくりを推進する。
- 机上での対応訓練の「避難所運営ゲーム」（HUG）を行い、災害時に活かせるよう研修を行う。
- 現実に起こり得る災害を想定し、町、埼玉東部消防組合（宮代消防署）、消防団、自主防災組織等とともに、実際の避難行動訓練の一連の流れを体験する防災訓練を実施する。

（３）保健医療

○災害時医療体制の確保【健康介護課】

- 医師会等医療機関と緊密に連携し、災害時における初期医療体制及び後方医療体制等の整備等を推進する。
- 災害時の医薬品等の調達を円滑に行えるよう、関係機関との運用体制の確認、整備を図る。
- 健康管理指導などの保健衛生体制整備等による疾病・感染症の発生予防対策の充実、医療救護体制の充実化等による、疾病・感染症等の重症化、拡大防止を図る。

(４) 福祉

○要配慮者等への配慮の確保【福祉課・子育て支援課・健康介護課】

- 福祉避難所開設訓練を実施する。
- 高齢者施設等の防災・減災対策を推進するとともに、各種サービス提供事業者、災害時の情報伝達や避難行動等について周知を図る。

(５) エネルギー

○省エネルギー化の推進【環境資源課】

- 住宅の省エネを推進し、エネルギーの使用量と二酸化炭素排出量を削減する。

○再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保【企画財政課・環境資源課】

- 太陽光発電等の創エネ設備やＬＥＤ照明など、省エネ性能の高い設備を積極的に取り入れる。また、電気自動車の導入を進める。

○次世代自動車の普及【企画財政課・環境資源課】

- ＥＶ（電気自動車）・ＰＨＶ（プラグインハイブリッド自動車）の充電インフラの整備を検討する。

(６) 情報通信

○情報通信体制の強化【企画財政課】

- 情報システムに関する業務継続計画（ＩＣＴ－ＢＣＰ）の検証と見直しを実施し、非常時優先業務に必要なＩＴ資源（情報システムや情報ネットワーク）の継続性を確保して、大規模災害発生時に非常時優先業務が適切かつ迅速に遂行できるよう備える。

(７) 産業

○金融機能・産業機能の維持【産業観光課】

- 町内中小企業におけるＢＣＰの策定について、宮代町商工会と連携し、普及・支援を行う。

○産業を担う人材の育成・確保【産業観光課】

- 建設業等への若者や女性の入職・職場定着、資格取得による処遇改善を支援する。
- 町内での創業を支援し、産業を担う人材の育成確保を図る。

(８) 交通

○道路ネットワークの整備・通行の確保【まちづくり建設課】

- 道路の通行を確保するため、災害時における道路啓開体制の強化を進める。
- 防災拠点や医療機関への交通アクセスルートの多重化を図るため、町外から本町につながる広域幹線道路を含む未接続道路等を整備、推進する。

- 救助、避難、物資輸送を閉塞させないために、浸水対策などの対策により、幹線道路の交通網の確保対策を図る。
- 狹隘道路の拡幅の普及に努め、道路閉塞を防ぐ対策の強化を図る。

○道路施設等の耐震化等による安全性の向上【まちづくり建設課】

- 古い基準で建設された橋梁等の耐震補強を進めるとともに、経年劣化への対応のため、計画的な修繕や更新を進め、管理道路の安全確保を図る。

(9) 農業

○平常時からの農業生産の確保【産業観光課】

- 青年の就農意欲の向上と就農後の定着を国の制度を活用して進めるとともに、関係機関が連携して質の高い新規就農者の育成等を支援する。また、平常時から荒廃農地解消や農地集約により農地の健全な維持を図る。
- 農業の新たな担い手として期待され、さらに雇用の場の創出ともなる農業への企業参入を図る。

○農業生産基盤等の整備【環境資源課・産業観光課】

- 鳥獣被害対策を進める。
- 農業用水利施設について、平常時からの適正な維持管理や適切な更新、長寿命化や防災減災対策を図る。
- 地域の実情に応じた圃場整備を推進し、農業生産の効率化、生産力の向上を図る。

(10) 国土保全

○治水施設の整備・減災に向けた取り組みの強化【まちづくり建設課】

- 大規模自然災害時の被害を小さくし、迅速な再建・回復ができるよう河川の整備を行い、治水安全度の向上を図り、被害の広域化、長期化を防ぐ。

○浸水等の警戒避難体制の整備【町民生活課】

- 洪水により被害が発生するおそれのある洪水浸水想定区域等について、「宮代町ハザードマップ」の活用方法を周知する。

(11) ライフライン

○市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力の強化【環境資源課・まちづくり建設課】

- 下水道、農業集落排水、浄化槽等の適切な役割分担のもと、生活排水等を適切に処理する施設の整備を進める。
- 下水道施設では、市街地等から下水処理を継続できるよう非常用電源設備を確保する。

- 老朽化した下水道施設の点検調査、機能診断を行い、修繕、改築更新を実施する。
- 緊急輸送道路等の災害時に通行を確保する必要がある道路上にあるマンホールの浮上防止対策、老朽蓋の交換を実施する。
- 治水対策及び災害時の断水対策として、雨水を中水道として利活用するため、建築物の公園等における雨水貯留などの利用促進を行う。

○安全な水の早期供給再開と施設の災害対応力の強化【まちづくり建設課】

- 水質の信頼性を確保するため、水源の水質を定期的に監視するとともに、水質に応じた適切な浄水処理を実施する。
- 災害に備え、浄・配水施設の耐震化、非常用自家発電設備の整備を計画的に進める。

(12) 教育

○学校の災害対応力の向上【教育推進課】

- 学校の危機管理体制の整備・充実とともに、教職員の危機管理能力の向上に努める。
- 小・中学校では、安全意識や危険を予測し、回避する能力を身に付け、主体的に行動できる児童生徒の育成に努める。
- 須賀小学校、百間小学校、東小学校、笠原小学校、須賀中学校、百間中学校、前原中学校では、避難所としての機能を向上させるため、トイレの洋式化及び乾式化や老朽化した校舎、屋内運動場の屋根・屋上、外壁、内部仕上げ、電気設備、機械設備の大規模改修、長寿命化改修、改築を計画的に進める。

(13) 土地利用

○発災前から都市復興への備え【まちづくり建設課】

- 都市機能の維持のため、コンパクトシティとネットワーク形成といった観点から土地利用を形成していく。

(14) 環境

○災害廃棄物の適正処理の推進【環境資源課】

- 短期間に大量に発生する災害廃棄物を適切に処理するための行動について整理する。
- 現在のごみ処理施設の老朽化が進行していることから、環境省の循環型社会形成推進交付金等を活用し、久喜市菖蒲地区に整備されるマテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収型廃棄物処理施設を備えた（仮称）久喜市新ごみ処理施設において、当町の災害時のごみを安全で安定した処理を継続できる体制を整える。

○有害物資等への流出対策の確実な実施【環境資源課】

- 事業者への継続的な指導・啓発を行うとともに、被災後に流出した有害物質の感知や災害対応に必要な資機材の整備等により、流出事故に迅速に対応できる体制を確保、整備する。

▼横断的分野

(15) 地域づくり・リスクコミュニケーション

○自助と共助による地域単位の防災力の向上【町民生活課】

- 減災に向けた自助の取り組みのきっかけとして、家具の固定、災害用伝言サービスの利用の仕方、感震ブレーカーの設置、3日分以上の水、食料の災害備蓄品（大規模災害時には1週間分）について働きかける防災事業を実施する。
- 地域での共助の取り組みの中心となる自主防災組織のリーダーの育成や、自主防災組織の資機材整備の取り組みへの支援を行う。

○防災意識の普及啓発【町民生活課】

- 自助・共助の観点から水害や地震災害への備えを充実させるため、防災への取組方法を具体的に分かりやすくまとめた資料を作成し、防災知識の普及啓発に努める。
- 被災時の物資輸送については、民間事業者等との協定締結による町内の民間倉庫等に救援物資の一時保管や機材の備えを進めるとともに、避難所に物資が届くように連携の強化を図る。

○避難所の公衆衛生と生活の質の確保【町民生活課・環境資源課】

- 平常時からの体制整備、訓練や研修の実施、災害発生時の役割分担や受援体制に関する整備等を進める。
- 平常時から飼い主に対し、災害時のペット同行避難等に係る備えについて啓発を行う。
- 被災時に車中泊避難が発生することを前提とした避難者対応等を検討する。
- 避難所の環境改善の一環として、災害用トイレの充実、段ボール製簡易ベッド等の準備について検討する。

○避難所運営【町民生活課・福祉課・子育て支援課・健康介護課・教育推進課】

- 避難所における要配慮者等への支援等について検討する。
- 避難所運営関係者が有効に活用できる情報収集手段等を整備する。
- 基礎的な避難所運営の知識を身に付けるとともに、避難所運営体制を整備する。

(16) 老朽化対策

○公共施設の計画的な老朽化対策の推進【企画財政課・町民生活課・子育て支援課・健康介護課・産業観光課・まちづくり建設課・教育推進課】

- 公共施設をより効果的・効率的に活用していくため、公共施設マネジメントに関する各種計画に基づき、長寿命化の推進や維持管理、保全業務の適正化等を進める。

第7章 地域強靱化の推進に向けて

1 地域強靱化に向けた推進体制の確保

本計画に関する具体的な取り組みについては、本計画の第5章、第6章及び地域防災計画等の当該取り組みが位置付けられた計画等に基づき、着実に推進するものとします。また、国の基本計画に基づく取り組みや埼玉県地域強靱化計画の取り組みとも連携させ、地域強靱化の取り組みを推進していきます。

本計画は、町だけでなく、ライフライン事業者、民間企業等の関係主体による取り組みを含め、本町における地域強靱化施策を推進するための基本的な指針となるものです。本計画及び本計画の策定に先立ち実施した脆弱性評価の結果を踏まえ、町民、民間企業、医療機関、行政機関等、社会を構成する主体が担うそれぞれの役割を理解し、自主的かつ積極的に取り組むことが必要です。

(1) 町民の役割

大規模自然災害が発生した場合、現在の当たり前の日常が一変し、必要な物資が手に入らないなど、制約のある生活となることが予測されます。平常時から備える家具の固定、災害用伝言サービスの利用、3日分以上の水・食料の備蓄の「3つの自助の取り組み」等により、自らの命を守るとともに、住宅を耐震化するなど、生活の基盤を維持できるよう備えておくことが期待されます。

加えて、「自分の地域は自分で守る」ため、近所との繋がりづくりや自主防災組織への参加を通じて、平常時から助け合い（共助）の体制づくりを進めることが期待されます。

(2) 民間企業の役割

民間企業による経済活動は、町民の安定した生活を支えたり、社会貢献活動を行うなど、地域で大きな役割を担っています。大規模自然災害が発生した場合にも、経済活動の基盤となる施設を維持できるよう災害に強い施設を備えておくとともに、町の経済を停滞させないよう活動を継続することが期待されます。

また、地域社会の一員として、地域における助け合い（共助）の活動に積極的に参加・貢献するなど、地域の状況に応じた社会的責任を果たすことも期待されます。

加えて、町民生活や経済活動の基盤となるライフラインを担う企業においては、大規模自然災害による影響を受けないよう施設の耐震化等により備えるとともに、被災した場合もできるだけ早期に平常時のサービス水準を回復できるようにすることが期待されます。

(3) 医療機関の役割

大規模自然災害が発生した場合、最も重要なことは人命救助であり、最も早く医療救護活動を開始できる被災地内の医療機関の役割は重要です。被災地となった場合には、地域の医療機関において被災時にも医療活動を継続できるよう備えることが期待されます。

（４）行政機関の役割

本町の強靱化を実効性のあるものとするためには、大規模自然災害のリスク等を直視して、地域の実情や特性を踏まえた地域強靱化の取り組みを主体的に行うことが求められます。本町においても町の地域強靱化計画を策定し、地域強靱化の取り組みを総合的かつ計画的に進める必要があります。

また、町民、民間企業等の各主体が積極的に強靱化に取り組めるような環境整備や情報提供等を進めていくものとします。

なお、本計画に基づく事業の実施については、国土強靱化地域計画に基づき実施される取り組み等に対する国・県の交付金・補助金等を活用するものとします。

2 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた施策の推進

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015年の国連サミットにおいて加盟国（193か国）の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた、誰一人取り残すことのない持続可能な世界を2030年までに実現するための国際目標です。

本町でも、全庁が一丸となり、SDGsに係る施策を展開するとともに、町民や企業など民間主体も巻き込んだ取り組みをしていく必要があります。

3 災害時の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に対する取り組み

新型コロナウイルス感染症は、2020年（令和2年）の年明けから全世界的に拡大し、埼玉県でも多くの感染者（患者）が発生し、本町においても感染者が確認され、町内の社会経済活動に著しい影響を及ぼしています。

新型コロナウイルス感染症の影響下で自然災害が発生した場合においても、町民等に対して必要な支援と感染症対策が実施できるように、感染状況を踏まえた防災対策を行う必要があります。

例えば、避難所開設運営においては、避難者や避難所運営職員の感染を防止するため、感染拡大防止策を徹底するとともに、人が密に集まって過ごすような空間での3密（密閉空間・密集場所・密接場所）を回避するため、避難場所等の確保、レイアウトの検討などの対策を進める必要があります。

(参考)

宮代町国土強靱化地域計画に基づき実施される取り組み等に対する関係府省庁の支援に関する関係府省庁の交付金・補助金等

府省庁名	NO	交付金・補助金等の名称	対象となる交付・補助対象事業
内閣府	1	地方創生整備推進交付金	地方創生整備推進交付金事業
総務省	2	都道府県警察施設整備費補助金 (警察施設整備関係)	庁舎等整備事業
	3	特定交通安全施設等整備事業に係る補助金	災害に備えた交通安全施設等の整備事業
	4	放送ネットワーク整備支援事業費補助金	地上基幹放送ネットワーク整備事業
			地域ケーブルテレビネットワーク整備事業
			「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業
	5	無線システム普及支援事業費等補助金	地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業
			民放ラジオ難聴解消支援事業
			公衆無線LAN環境整備支援事業
文部科学省	6	消防防災施設整備費補助金	消防防災施設整備費補助金
	7	緊急消防援助隊設備整備費補助金	緊急消防援助隊設備整備費補助金
	8	学校施設環境改善交付金	学校施設環境改善交付金
	9	認定こども園施設整備交付金	認定こども園整備
			幼稚園耐震化整備
	10	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業
			国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業 (耐震関係)
			伝統的建造物群基盤強化事業
			歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業
			国宝・重要文化財等美術工芸品保存修理抜本強化事業
	11	国宝重要文化財等防災施設整備費補助金	重要文化財等防災施設整備事業
厚生労働省	12	地方改善施設整備費補助金	隣保館等施設整備費補助金
	13	社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金	社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金
	14	社会福祉施設等施設整備費補助金	社会福祉施設等施設整備費補助金
	15	次世代育成支援対策施設整備交付金	児童福祉施設等整備事業
	16	保育所等整備交付金	保育所等整備交付金
	17	地域介護・福祉空間整備等施設整備費交付金	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
農林水産省	18	農業・食品産業強化対策整備費交付金	強い農業・担い手づくり総合支援交付金(卸売市場施設整備)
	19	農村地域防災減災事業費補助	農村地域防災減災事業

府省庁名	NO	交付金・補助金等の名称	対象となる交付・補助対象事業
農林水産省	20	農山漁村地域整備交付金	農業農村基盤整備事業
			森林基盤整備事業
			水産基盤整備事業
			海岸保全施設整備事業
	21	農業水利施設保全管理整備費交付金	農業水路等長寿命化・防災減災事業
	22	農山漁村活性化対策整備交付金	農山漁村活性化整備対策
			鳥獣被害防止総合対策交付金
			鳥獣被害防止総合支援事業
	23	農山漁村活性化対策推進交付金	鳥獣被害防止総合対策交付金
			鳥獣被害防止総合支援事業
	24	治山事業	緊急予防治山事業
	25	森林整備事業	山村強靱化林道整備事業
	26	林業・木材産業成長産業化促進対策	山村地域の防災・減災対策
	27	森林・山村多角的機能発揮対策交付金	森林・山村多角的機能発揮対策交付金
	28	水産物供給基盤整備事業費補助	水産流通基盤整備事業
			水産物供給基盤機能保全事業
	29	水産資源環境整備事業費補助	水 kur 整備事業
経済産業省	30	浜の活力再生・成長促進交付金	浜の活力再生・成長促進交付金
	31	漁村振興対策地方公共団体整備費補助金	漁港機能推進事業
	32	海岸保全施設整備事業費補助	海岸保全施設整備事業（農地海洋）
			海岸保全施設整備事業（漁港海洋）
	33	農村整備事業費補助金	農業集落排水事業
国土交通省	34	石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金	災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金
			災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費
			離島・SS 過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業
			過疎地等における石油製品の流通体制整備事業
			次世代燃料供給体制構築支援事業費 SS 過疎地対策計画策定支援事業
国土交通省	35	防災・安全交付金	道路事業
			港湾事業
			河川事業（その他総合的な治水事業を含む）
			砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、その他総合的な治水事業

府省庁名	NO	交付金・補助金等の名称	対象となる交付・補助対象事業
			下水道事業
			海岸事業
			都市公園・緑地等事業
			市街地整備事業＜都市防災推進事業＞
			市街地整備事業＜都市再生区画整理事業＞
			市街地整備事業＜市街地再開発事業等＞
			地域住宅計画に基づく事業＜公営住宅等整備事業＞＜住宅市街地総合整備事業＞＜市街地再開発事業＞＜優良建築物等整備事業＞＜住宅・建築物安全ストック形成事業等＞
			住環境整備事業＜住宅市街地総合整備事業＞＜市街地再開発事業＞＜優良建築物等整備事業＞＜住宅・建築物安全ストック形成事業＞＜狹隘道路整備等促進事業等＞
	36	住宅市街地総合整備促進事業費補助	密集市街地総合防災事業
			空き家対策事業総合支援事業
			地域居住機能再生推進事業
			地域防災拠点建築物整備緊急促進事業
	37	港湾改修費補助	港湾改修費補助
	38	海岸保全施設整備事業費補助	海岸保全施設整備連携事業
			大規模海岸保全施設改良事業
			津波対策緊急事業
	39	地籍調査費負担金	地籍整備推進調査費補助金
	40	特定洪水対策等推進事業費補助	事業間連携河川事業
			大規模特定河川事業
			大規模更新河川事業
	41	特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助	特定都市河川浸水被害対策推進事業
	42	特定土砂災害対策推進事業費補助	事業間連携砂防等事業
			大規模特定砂防等事業
			大規模更新砂防等事業
			まちづくり連携砂防等事業
	43	下水道防災事業費補助	浸水対策下水道事業費補助
	44	都市安全確保促進事業費補助金	都市安全確保促進事業
	45	無電柱化推進事業費補助	無電柱化推進計画事業

府省庁名	NO	交付金・補助金等の名称	対象となる交付・補助対象事業
	46	道路交通安全施設等整備事業費補助	交通安全対策事業（地区内連携）
	47	道路更新防災等対策事業費補助	道路更新防災対策事業
	48	地域連携道路事業費補助	地域連携道路事業
	49	交通連携道路事業費補助	交通連携道路事業
	50	道路交通円滑化事業費補助	交通円滑化事業
	51	空港整備事業費補助金	空港整備事業
	52	生活基盤施設耐震化等交付金	水道事業
環境省	53	自然環境整備交付金	国立公園整備事業
			国定公園等整備事業
	54	環境保全施設整備交付金	国立公園整備事業
	55	循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）	浄化槽設置整備事業
			公共浄化槽等整備推進事業
	56	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業
			建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業
	57	循環型社会形成推進交付金（廃棄物処理施設分）	循環型社会形成推進交付金事業
	58	廃棄物処理施設整備交付金（大規模災害に備えた廃棄物処理体制拠点整備事業）	廃棄物処理施設設備交付金事業